

# 山 青 森 県 報

号外第百六号

平成十三年十二月十七日(月曜日)

## 目 次

### 訓 令

○公社等改革推進チーム設置規程……………(人事課)…一  
 ○青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓  
 令……………(消防防災課)…三

### 人事委員会

○人事委員会規則七六七(管理職手当)の一部を改正する  
 規則……………(職員課)…三

## 訓

## 令

### 青森県訓令甲第四十三号

公社等改革推進チーム設置規程を次のように定める。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

### 公社等改革推進チーム設置規程

(設置)

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

第一条 知事直属のチームとして、公社等改革推進チーム(以下「推進チーム」とい  
う。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進チームは、公社等の統廃合その他の公社等の改革の推進に関する事務を  
所掌する。

(推進チームの職等)

第三条 推進チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、知事及び副知事の命を受け、推進チームの事務を掌理し、所  
属の職員を指揮監督する。

第四条 推進チームに必要に応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、  
主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務のうちチームリーダーが  
特に命じた重要事項を掌理する。

3 副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務のうちチームリーダーが特に  
命じた事項を掌理する。

4 総括主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な企画、調査及  
び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当  
たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、推進チームの事務に従事する。

(事務の専決及び代決)

第五条 推進チームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程(昭和三十

十六年九月青森県訓令甲第二十八号)を準用する。この場合において、同規程第二十五条中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務局長並びに公社等改革推進チームリーダー」と、同条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに公社等改革推進チームリーダー」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びに公社等改革推進チームリーダー」と、同規程第四条第二項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「公社等改革推進チーム」と読み替えるものとする。

2 推進チームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第五号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務局長並びに公社等改革推進チームリーダー」と、同規程第八条第三項及び第九条第三項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「公社等改革推進チーム」と、同規程第十条第五項中「政策推進室及び出納局にあつては、部長」とあるのは「公社等改革推進チームリーダー」と、「主管課長」とあるのは「あらかじめ知事の承認を得て公社等改革推進チームリーダーが指定する職員」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。  
(青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部改正)
- 2 青森県副知事の事務分担等に関する規程(昭和四十七年七月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項第三号中イをウとし、アの次に次のように加える。  
イ 公社等改革推進チームの所掌事務  
(青森県職員服務規程の一部改正)
- 3 青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項中「室」の下に「及び公社等改革推進チーム」を加え、同条第二項中「当該課の課長補佐の職にある者をもつて充て」の下に「、公社等改革推進チームにあつてはチームリーダーの職にある者をもつて充て」を加える。  
(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)
- 4 青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)の一部を

次のように改正する。

第二条第二号中「規定する本庁」の下に「、同規則第六条第三項の規定に基づき設置された公社等改革推進チーム(以下「チーム」という。)」を加え、同条第四号中「室」の下に「及びチーム」を加える。  
(青森県文書取扱規程の一部改正)

5 青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定するもの」の下に「及び組織規則第六条第三項の規定に基づき設置された公社等改革推進チーム(以下「チーム」という。)」を加える。

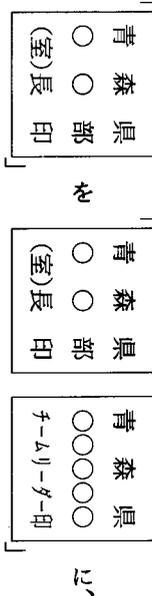
第四条第一項中「室長」の下に「及びチームリーダー」を加える。  
第五条中「室」の下に「及びチーム」を加える。

第九条第二項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 チームリーダー印

第十三条の表中「室長印」の下に「チームリーダー印」を加える。

別表第一の1(1)中



「組織規則」を「組織規則及び組織規則第6条第3項の規定に基づく規程」に改める。

同表の2の表中「室 長 印」を「室 長 印 | 21」に改める。  
「チームリーダー印 | 21」に改める。

